

臭素系洗淨剤をご使用のお客様 各位

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃は当協議会所属各会社の臭素系洗淨剤をご愛顧頂き誠に有難う御座います。

さて、昨今、臭素系溶剤の「規制」が強化されるかもしれない、既に「規制」されている（使用禁止、など）のではないかと、との誤解をされている方がいらっしゃるかと聞いております。

また、法的拘束力を持つ作業場の管理濃度（厚生労働省作業環境評価基準）に対して、学術団体である日本産業衛生学会等が提唱している作業者暴露の許容濃度（OEL）勧告値を、公的な法律と同等なもの、混同されておられる方々も見受けられます。

本紙は、臭素系溶剤（1-ブロモプロパン）を取り巻く状況を正確に、わかりやすく解説したものです。

法で定められている（規制）管理濃度¹⁾

溶剤名	1-ブロモプロパン	塩化メチレン	トリクロロエチレン
管理濃度 (ppm)	(未設定)	50	10

2019 年 8 月 1 日現在での厚生労働省が定める作業環境評価基準（管理濃度）

遵守が求められているものは上記の濃度のみ、です。

当協議会では、作業者様の暴露をより適切に管理し、安全にご使用いただくよう、ウェブサイト（<https://bromocarbon.org/>）にて保護具や暴露管理例などの情報発信をしております。ぜひご参照いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、臭素系洗淨剤のご利用をお願いいたします。

敬具

参考資料

(1) 学会等が定める作業者の暴露許容濃度（勧告値）

溶剤名	1-ブロモプロパン	塩化メチレン	トリクロロエチレン
暴露許容濃度勧告値 (ppm)	0.5	50	25

2019 年 8 月 1 日現在での日本産業衛生学会が定める作業者暴露の許容濃度

使用者の使用管理・リスクアセスメントなどの参考に用いられるもので、法律ではない。

(2) 国際がん学会 (IARC) での発がん性分類

溶剤名	1-ブロモプロパン	塩化メチレン	トリクロロエチレン
分類	2B	2A	1

分類 1 : ヒトに対する発癌性が認められる、

分類 2A : ヒトに対する発癌性がおそらくある、

分類 2B : ヒトに対する発がん性が疑われる

2019 年 8 月 1 日現在での世界保健機関 (WHO) の外郭団体である国際がん学会 (IARC) が定める発がん性分類

1) 1-ブロモプロパンのリスク評価が厚生労働省において実施されており、その資料や状況は同省より開示されております。2020 年 3 月 11 日現在では、規制値を定めるなどの、結論には達しておりません。